令和５年度 第１回　大阪府外国人医療対策会議　議事概要

日時；令和5年8月7日（月）14時～15時45分

場所；大阪赤十字会館　4階401会議室

**議題（１）令和４年度に実施した外国人医療提供体制の強化について**

〇資料１に基づき、事務局から説明。

【精神科の多言語様式】

〇　「おおさかメディカルネット」に精神科の「入院同意書」の多言語様式を掲載いただいたが、入院に際しての

告知文書、入院されてからの隔離、拘束の告知文書等も掲載されているのか。

⇒　精神科の多言語様式は、厚生労働省が作成しており、「入院同意書」以外にどのような様式が多言語化されて

いるのかを確認のうえ回答させていただく。

【外国人患者受入れ医療機関リスト】

〇　「おおさかメディカルネット for Foreigners」で、「外国人患者受入れ医療機関リスト」に掲載されている医療機関

に電話をしても受付で英語が通じず、外国人が医療機関を探せないことがあるので改善していただきたい。

⇒　リスト掲載医療機関を増やすだけではなく、実際に医療機関の受診につながるよう、精査していきたい。

**議題（2）外国人患者受入れ地域拠点医療機関の追加選出状況について**

〇資料２に基づき、事務局から地域拠点医療機関の追加選定状況について報告

**議題（３）外国人患者受入れ拠点・地域拠点医療機関連絡調整会議の議事内容について**

〇資料３-１、３-２に基づき、事務局から説明。

【大阪府外国人受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関の受入れ体制に係るアンケート調査結果】

＜拠点病院間の情報共有＞

〇　アンケート結果を拠点病院間で共有することが重要であるが、当日欠席の医療機関にも共有されているのか。

⇒　当日欠席の医療機関には会議資料を送付し共有している。

＜院内文書の多言語化＞

〇　JMIP認証の際、「院内文書の多言語化」について、言語毎のバラつきを指摘されている。26病院が「あり」と

回答しているが、これだけの病院がきちんと多言語化できているのか疑問に感じる。アンケートでは、どの程度の内容を想定して質問しているのか。

⇒　アンケートでは、多言語化の程度の基準を定めていない。ご指摘のとおり、一部の文書を多言語化している

場合であっても「あり」と回答している可能性はある。現実的には、国レベルまで多言語化様式を用意するのは

困難だが、JMIPの基準に沿っているかという視点も考慮したうえで、質問内容を考えていきたい。

＜外国人患者受入れに係る院内研修＞

〇　実施している医療機関が少ないが、自施設の院内ルールやフローを周知するための研修か、外国人患者の

受入れに関しての基礎知識の研修なのか、どのような研修を想定しての質問か。また、どのような内容の研修をやっているのかについても、好事例として共有していただきたい。

⇒　厳密に区別はしていないが、外国人患者の受入れ体制について、研修をしているかを問うているもの。

今後アンケートをする際には、病院に負担をかけ過ぎないことを配慮しつつも、回答いただきたい内容を明確にした質問となるようにしていきたい。

**議題（４）令和６年度の外国人医療提供体制の強化策について**

〇資料４-１、４-２に基づき、事務局から説明。

【大阪府24時間多言語遠隔医療通訳サービス】

〇　医療現場の意見として、対面通訳の次にビデオ通訳の導入を望む声が多い。ビデオ通訳を導入することで、

お互いに顔も見え、どういうシチュエーションで何が起きているのかが分かり、利便性が向上する。

ビデオ通訳は昨年度から医療現場の意見として要望しており、予算があるのであれば、来年度の業者選定の　要件にビデオ通訳を入れていただきたい。

〇　ビデオ通訳を導入するには現予算額を大幅に超過するとのことだが、予算の範囲内で受託いただける事業者

が他にあるのではないか。業者選定の際には、価格だけではなく、サービスの質や内容を重視した選定方法に変更できないか。

〇　旅行者は英語が通じる方が多い。仮にビデオ通訳が予算的に難しいのであれば、英語のみに言語を絞れば

できないか等の検討をしていただきたい。

〇　「大阪府外国人医療対策会議」として、ビデオ通訳が必要という意見が出ているということを万博協会等へ伝えていただき、予算要求も含めて必要性を主張していただきたい。

〇　予算が厳しいのも理解するが、万博を控えている今、現在の委託事業者でのビデオ通訳の導入が難しいので

あれば、どうすればビデオ通訳を導入できるか検討いただきたい。

⇒　業者選定について、様々な要件を付して業者を選定することは可能であるが、費用も増えると思われる。

予算の制約もあり、この場でどこまでできるかの回答はしかねるが、いただいた意見を基に検討していきたい。

サービスの質については、仕様書で担保できるよう工夫していく。

〇　国際交流財団でも１３言語で外国人からの相談対応を行っているが、医療通訳、司法通訳については非常に

　　 専門性が高く、そこまで踏み込めていない。また、出入国管理庁でも新たに通訳サービスの導入を検討している

　　 ようだが、医療通訳まではできないと聞いている。そのような中で府と国が提供している医療通訳について、

　　 非常に良い事業だと思うが、医療通訳の資格を持っている方が対応しているのか。

⇒　確認のうえ、回答させていただく。

【医療機関を案内する窓口】

〇　「外国人患者受入れ医療機関リスト」に掲載されている医療機関に電話をしても受付で英語が通じず、外国人

が医療機関を探せないということがあるという意見があったが、コンシェルジュのような医療機関を紹介する窓口を来年度事業で設置できないか。

⇒　患者の病状を聞き取り、それぞれの医療機関で外国人の受入れが可能か入院調整のようなことをするには、

相当高度な知識が必要となるため、リストに掲載されているにもかかわらず、受診を断わられることがないよう

まずは、リストの情報を整理することから始めさせていただきたいが如何か。

〇　入院調整のようなことができればベストだが、そこまでを求めているのではなく、まずは「外国人の方が宿泊先の

近くで病院を探したい」と困った時に、この窓口に連絡をすれば、公表している医療機関の中から、「この地域にはこのような病院が何件あります」程度のことであれば、できるのではないか。

〇　外国人が薬局に飛び込みで来られることが多々あり、医療機関情報システム等で医療機関を探すなどの対応

をしているが、ここに電話をすれば案内してくれるという窓口があれば薬局としてもありがたい。

〇　国際交流センターが実施している外国人への1日インフォメーションに協力しているが、どこの医療機関を受診

すればよいかの相談は多い。一般的には医療機関情報システムを案内しているが、対面で通訳が付き添い、外国人がスマホで検索しても医療機関を探せないことがある。そもそも、外国人に対し、府のサービスをどのように周知しているのか。

〇　医療機関の場所を住所で表示しても外国人は分からない。マップに位置情報を表示することが必要ではないか。

〇　コンシェルジュのような窓口も必要だが、まずは、外国人が適切に医療を受けられるよう、ご自身で医療機関を

検索できるようなものを作成することに予算を使い、それらを整備した後にコンシェルジュ等、サービス拡充の議論をしていくべきではないか。

⇒　「おおさかメディカルネット for Foreigners」ついては、サイト作成時にチラシを作成しQRコードからサイトに誘導

しているが、その後、コロナ等で周知も不十分であり、広報が課題であることは認識しているので、検討していきたい。病院の位置情報についても、日本の住所地がわからなくても外国人が病院の場所が分かるよう、検討していきたい。「医療機関を案内する窓口」については、様々なご意見をいただいたので検討していきたい。

【その他】

〇　拠点・地域拠点の中で歯科に対応できる病院はいくつあるのか。

⇒　歯科専門の病院は２カ所だが、専門病院以外で歯科に対応できる病院の数は、確認のうえ回答させていただく。

〇　万博にむけての対応が議論の中心だが、R４年１２月末の在住外国人の数が初めて３００万人を超えた。

また、国は外国人旅行者の誘致目標を３０００万人としているが、一週間あたりに換算すると６０万人。在住外国人と外国人旅行客が病院を受診する確率は在住外国人の方が高く、本日の議論の中で、英語だけでも、という意見があったが、実際には英語圏以外の外国人の数も非常に増えていると実態も踏まえて、今後対応いただければと思う。

〇　救急の１１９番も外国人は分からない。緊急時の対応として訪日外国人の方に知っておいてほしいことはそれ以外にもたくさんあり、医療機関を受診したいというのは、その１つにしか過ぎないので、医療機関情報システムだけではなく、色々な部門が連携して、訪日外国人の方に伝わるような広報を考えていかないといけないのではないか。

〇　ワンストップ相談窓口について、国作成の外国人対応マニュアル等が整備されており、相談実績も少ないが、

医療機関はあまり困っていないのではないか。これらの予算を活用して、外国人を直接支援するような事業に使えばよいのではないか。

**議題（５）2025年日本国際博覧会基本計画について（情報提供）**

〇資料５について、事務局から情報提供

**議題（６）大阪府外国人医療対策会議設置要綱の改正について**

〇資料６に基づき、事務局から要綱改正について提案

【事務局から要綱改正提案】

〇　任期の途中で退任されることとなった場合の後任の委員の任期について、補欠の委員の任期は、前任者の

　　 残任期間とする要綱改正案を提示。

⇒　反対意見なし。事務局改正案を承認。